

⑦食品関連事業者の氏名・名称と所在地

◆基本8項目

⑧

栄養成分表示 1枚(標準7.5g)あたり	
熱量	38 kcal
たんぱく質	0.6 g
脂質	1.7 g
炭水化物	5.0 g
食塩相当量	0.05 g

①	名 称	クッキー	◆該当する場合に表示する項目
②	原 材 料 名	小麦粉(国内製造)、砂糖、大豆、ショートニング、チョコチップ(乳成分を含む)、食塩	◆原料原産地名 ⑨ ◆アレルギー ⑩
③	添 加 物	乳化剤、香料	
④	内 容 量	10枚	
⑤	賞 味 期 限	〇〇〇〇.〇〇.〇〇	
⑥	保 存 方 法	直射日光を避けて 常温で保存	
⑦	製 造 者	〇〇製菓(株) 群馬県〇市〇町〇〇	

原材料に使用している大豆は、遺伝子組換えの混入を防ぐため分別生産流通管理を行っています。→◆遺伝子組換え食品 ⑪

⑦食品関連事業者の氏名・名称と所在地

基本的な考え方

① 表示責任者の表示

・表示内容に責任を持つ者の氏名又は名称
住所

② 製造所又は加工所の表示

・製造所又は加工所の所在地
・製造者又は加工者の氏名又は名称

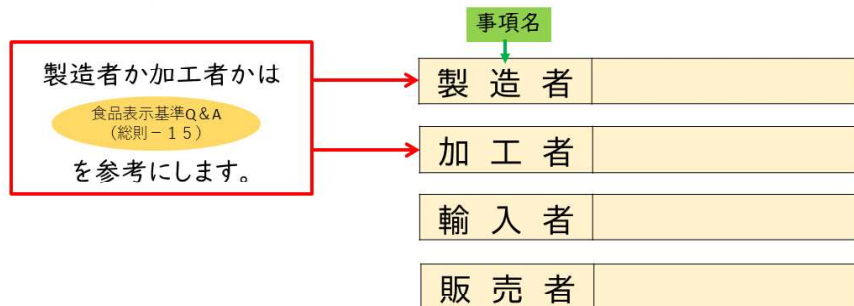
同一であれば省略できる。

- ①表示責任者の氏名又は名称及び住所と、
②製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称とが
同一である場合には、表示責任者の氏名又は名称及び住所を表示することでOK!

製造者	株式会社〇〇食品 群馬県〇市〇町〇〇番地	同じなので省略	製造者	株式会社〇〇食品 群馬県〇市〇町〇〇番地
製造所	株式会社〇〇食品 群馬県〇市〇町〇〇番地			

1.事項名

表示内容に責任を持つ者の事項名を、「製造者」「加工者」「輸入者」「販売者」のうち、事業者の行っている行為に応じて該当するもので表示します。



2.製造者又は加工者の氏名又は名称

(1) 個人の場合は氏名を表示。

製造者 群馬 太郎
群馬県〇市〇町〇〇番地

(2) 法人の場合は法人名を表示。

製造者 株式会社〇〇食品
群馬県〇市〇町〇〇番地



製造者 〇〇商店
群馬県〇市〇町〇〇番地



屋号のみの表示は認められません。



(例)

製造者 〇〇商店(代表者 群馬 太郎)
群馬県〇市〇町〇〇番地

製造者 株式会社〇〇食品(〇〇商店)
群馬県〇市〇町〇〇番地

3.製造所又は加工所の所在地

手引きP35

- (1) 製造者又は加工者の住所ではなく、**実際に当該食品が製造(加工)された施設(製造所又は加工所)の所在地**を県名から番地まで表示します。
輸入者は、営業所の所在地を表示します。

製造者	群馬太郎 群馬県〇〇市〇〇町〇〇番地	製造所又は加工所の所在地
-----	-----------------------	--------------

- (2) 県庁が所在する市(前橋市)は、県名(群馬県)の表示を省略することが可能。
- (3) 県内に同一町村名がない場合は、郡名は省略できるが、大字名及び番地は記載します。

4.製造者等と表示責任者(販売者)が異なる場合

手引きP35

製造者等とは別の販売業者が表示責任者になる場合は、事項名を「販売者」として、一括表示の枠内に表示します。
この場合は、**製造者等の所在地、氏名(名称)**も併せて表示します。

(例)

販売者	〇〇株式会社 群馬県〇〇市〇〇町〇〇番地
製造所	〇〇製菓株式会社 群馬県〇〇市〇〇町〇〇番地

「製造者」、「製造場所」等の製造した場所が分かるような事項名も可。
「加工所の所在地及び加工者の氏名又は名称」を表示する場合は
「加工所」、「加工場所」等の加工した場所が分かるような事項名とする。

5.製造所固有記号による表示

手引きP36

あらかじめ消費者庁長官に届け出た製造所固有記号の表示をもって、製造所所在地等の表示に代えることが可能です。

製造所固有記号は、原則として同一製品を2か所以上の製造所で製造した場合のみ使用することができます(業務用加工食品は除く。)

(例)

製造者	△△株式会社 △△△ 群馬県△△市△△町△△番地
-----	------------------------------------

製造所固有記号
AA: ▲▲工場 群馬県・・・
AB: ◆◆工場 栃木県・・・
AC: ▼▼工場 愛知県・・・

製造所固有記号を使用した場合は、消費者が製造所所在地の情報を得るための事項を表示する。

⑧栄養成分表示

手引きP37

◆基本8項目

⑧

栄養成分表示 1枚(標準7.5g)あたり	
熱量	38 kcal
たんぱく質	0.6 g
脂質	1.7 g
炭水化物	5.0 g
食塩相当量	0.05 g

①	名 称	クッキー	◆該当する場合に表示する項目
②	原 材 料 名	小麦粉(国内製造)、砂糖、大豆、ショートニング、チョコチップ(乳成分を含む)、食塩	◆原料原産地名 ⑨ ◆アレルギー ⑩
③	添 加 物	乳化剤、香料	
④	内 容 量	10枚	
⑤	賞 味 期 限	〇〇〇〇.〇〇.〇〇	
⑥	保 存 方 法	直射日光を避けて 常温で保存	
⑦	製 造 者	〇〇製菓(株) 群馬県〇市〇町〇〇	

原材料に使用している大豆は、遺伝子組換えの混入を防ぐため分別生産流通管理を行っています。→◆遺伝子組換え食品 ⑪

1. 必ず表示が必要な5項目

手引きP37

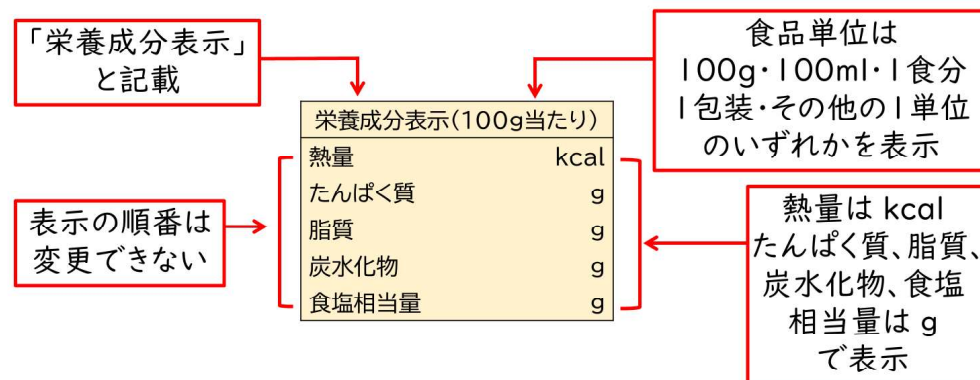
原則として全ての消費者向けに販売される加工食品及び添加物に、次の栄養成分及び熱量を容器包装に表示します。

- ① 熱量
- ② たんぱく質
- ③ 脂質
- ④ 炭水化物
- ⑤ ナトリウム
(食塩相当量として表示)

栄養成分表示 食品単位当たり	
熱量	kcal
たんぱく質	g
脂質	g
炭水化物	g
食塩相当量	g

2. 栄養成分及び熱量の表示方法

手引きP37



※定められた様式による表示が困難な場合は横に並べて表示することも可能

(例) 栄養成分表示(食品単位当たり)/ 熱量〇〇kcal、たんぱく質〇〇g、脂質〇〇g、炭水化物〇〇g、食塩相当量〇.〇g

2. 栄養成分及び熱量の表示方法

手引きP37

栄養成分等の含有量は、一定値又は下限値及び上限値で表示する。

栄養成分表示(100g当たり)	
熱量	〇〇 kcal
たんぱく質	〇〇 g
脂質	〇〇~〇〇 g
炭水化物	〇〇 g
食塩相当量	〇.〇 g

一定値による表示
表示された値は許容差の範囲内にあること。
(許容差の範囲:食品表示基準別表第9第4欄)

下限値及び上限値による表示
下限値のみ、上限値のみは表示できない。
当該食品の賞味(消費)期限内において、成分値がその幅の中に含まれていること。

※ 一定値の表示と、下限値及び上限値による表示の混在も可能。

2. 栄養成分及び熱量の表示方法

手引きP38

表示された一定の値が許容差の範囲を超える可能性がある場合、合理的な推定により得られた値として表示することができる。

合理的な推定により
得られた値を
表示する場合は、
右記①、②が必要。

- ① 次のいずれかの文言を含む表示を
栄養成分表示に近接した場所に表示する。
a. 「この表示値は、目安です。」
b. 「推定値」
- ② 根拠資料の保管

表示例 栄養成分表示(食品単位当たり)/ 熱量〇〇kcal、たんぱく質〇〇g、脂質〇〇g、炭水化物〇〇g、食塩相当量〇.〇g (推定値)

※消費者への的確な情報提供を行う

観点から、表示値の設定根拠を追記することは差し支えない。

《例》

「日本食品標準成分表〇年版(〇訂)の計算による推定値」「サンプル分析による推定値」

栄養成分及び熱量の最小表示の位

手引きP38

項 目	最小表示の位
熱量	1の位
たんぱく質	1の位
脂質	1の位
炭水化物	1の位
食塩相当量	小数第1位

「0(ゼロ)と表示することができる量」 以上の場合は有効数字1桁以上で記載する。

0(ゼロ)と表示できる量

手引きP38

項 目	0と表示することができる量 (100g又は100mlあたり)
熱量	5kcal未満
たんぱく質	0.5g未満
脂質	0.5g未満
炭水化物	0.5g未満
ナトリウム	5mg未満

ナトリウムは食塩相当量で表示します

ナトリウムから食塩相当量への換算式

$$\text{ナトリウムの量(mg)} \times 2.54 \div 1000 = \text{食塩相当量(g)}$$

3. 推奨表示と任意表示

手引きP39

【表示が推奨される2項目】

- ① 飽和脂肪酸 ② 食物繊維

積極的に
表示を推進
するよう努める。

【任意で表示する項目】

n-3系脂肪酸・n-6系脂肪酸・コレステロール

糖質・糖類

※単糖類又は二糖類であって、糖アルコールでないものに限る

ミネラル

亜鉛・カリウム・カルシウム・クロム・セレン・鉄・銅・マグネシウム
マンガン・モリブデン・ヨウ素・リン

ビタミン

ナイアシン・パントテン酸・ビオチン・ビタミンA・ビタミンB1
ビタミンB2・ビタミンB6・ビタミンB12・ビタミンC・ビタミンD
ビタミンE・ビタミンK・葉酸

3. 推奨表示と任意表示

手引きP39

栄養成分表示(100g当たり)	
熱量	kcal
たんぱく質	g
脂質	g
-飽和脂肪酸	g
-n-3系脂肪酸	g
-n-6系脂肪酸	g
コレステロール	mg
炭水化物	g
-糖質	g
-糖類	g
-食物繊維	g
食塩相当量	g
ビタミンC	mg

脂質や糖質の内訳成分は、次の行に、1文字下げてハイフンを付け、記載する。

表示する
なら両方

任意表示のミネラル・ビタミンは、義務表示の次に記載する。

4. 表示の省略

手引きP40

次に当てはまる場合は、栄養成分表示を省略することができます。

- ① 容器包装の表示可能面積が概ね30cm²以下であるもの
- ② 酒類
- ③ 栄養の供給源としての寄与の程度が小さいもの
例：水、茶、香辛料など
- ④ 極めて短い期間で原材料（配合割合を含む）が変更されるもの
例：日替わり弁当など
- ⑤ 消費税法第9条第1項に規定する事業者が販売するもの
（当分の間は中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者）



ただし、「栄養表示をしようとする場合」は省略できません。

「栄養表示をしようとする場合」について

次の表示を行う場合は、「栄養成分表示を省略できる食品」等であっても栄養成分表示が必要となる。

- ① 栄養素及び熱量そのものを表示する場合
- ② 栄養成分の総称
（ビタミン・ミネラル等）
- ③ 栄養素の種類である栄養成分
（脂質における飽和脂肪酸・炭水化物における食物繊維等）
- ④ 栄養成分の別名称
（プロテイン・ファット等）
- ⑤ 栄養成分の構成成分
（たんぱく質におけるアミノ酸等）



「栄養表示をしようとする場合」について

- ⑥ 栄養成分の前駆体
（ビタミンAにおけるβ-カロテン等）
- ⑦ その他これらを示唆する一切の表現
（果実繊維・カルシウムイオン等）
- ⑧ 栄養成分が添加されたものでなく、天然に含まれる栄養成分について表示した場合
- ⑨ 原材料に対し栄養表示をする場合
（例：青汁飲料におけるケールに含まれる栄養成分を表示する場合）
- ⑩ 品名の中に一般名称として栄養成分名が表示される場合



5. 栄養強調表示等について

手引きP40

「高」「低」「たっぷり」「含む」などの表示をする場合
→当該栄養成分の含有量が、食品表示基準で定める基準を満たしていることが条件（食品表示基準別表第12、13）

【例1】

栄養成分表示(100gあたり)	
熱量	〇〇 kcal
たんぱく質	〇〇 g
脂質	〇〇 g
炭水化物	〇〇 g
食塩相当量	〇.〇 g
鉄	3.5mg



【例2】

栄養成分表示(1個20gあたり)	
熱量	〇〇 kcal
たんぱく質	〇〇 g
脂質	〇〇 g
炭水化物	〇〇 g
糖質	〇 g
食物繊維	1.0 g
食塩相当量	〇.〇 g



栄養強調表示をする場合は、合理的な推定により得られた値による表示はできません。

複数の食品が同じ容器包装に入っている場合

- ① 通常一緒に食される食品がセットで同じ容器包装に入っている場合
→ セット合計の含有量を表示する。

例：ギョウザの場合

栄養成分表示(1包装あたり)	
熱量	〇〇 kcal
たんぱく質	〇〇 g
脂質	〇〇 g
炭水化物	〇〇 g
食塩相当量	〇.〇 g
食塩相当量	
餃子のみ	〇.〇g
餃子のタレ	〇.〇g

必ず合計の含有量を表示

併せて個々または一部の食品についても含有量を表示することが可能



複数の食品が同じ容器包装に入っている場合

- ② それぞれ独立した食品が詰め合わされている場合
→ 個別の構成要素である食品について独立して表示する。

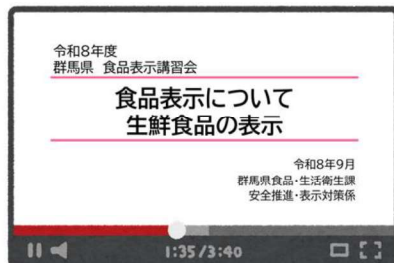
例：焼き菓子詰め合わせの場合

栄養成分表示(1個あたり)			
	ココアクッキー	シガーロール	リーフパイ
熱量	〇〇 kcal	〇〇 kcal	〇〇 kcal
たんぱく質	〇〇 g	〇〇 g	〇〇 g
脂質	〇〇 g	〇〇 g	〇〇 g
炭水化物	〇〇 g	〇〇 g	〇〇 g
食塩相当量	〇.〇 g	〇.〇 g	〇.〇 g



※ ただし、詰め合わせ品の一つ一つに表示があり、外装からその表示が見える場合、改めて外装に表示する必要はない。

群馬県の食品表示に関する資料



令和8年度食品表示オンライン講習会
◎ 食品表示について・生鮮食品の表示
◎ 表示の作成方法
※ 公開は2月28日(日)までを予定しています。

県ホームページにて公開中



事業者向け食品表示の手引き

- ◎ 食品表示の基本(全業態)
- ◎ やさしい食品表示の手引き(弁当・そうざい、漬物、菓子、そば・うどん)

お問い合わせ先

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課 (安全推進・表示対策係)

- ◎ 食品表示法全般に関すること 027-226-2421
- ◎ 栄養成分表示に関すること 027-226-2448



群馬県の各保健福祉事務所

渋川： 0279-22-4166	吾妻： 0279-75-3303
伊勢崎：0270-25-5066	利根沼田：0278-23-2185
安中： 027-381-0345	太田： 0276-31-8243
藤岡： 0274-22-1420	桐生： 0277-53-4131
富岡： 0274-62-1541	館林： 0276-72-3230